

横浜市環境影響評価条例施行規則の改正概要

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）が改正されたことに伴い、横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正したものです。

2 改正の内容

- (1) 規則別表第2の、道路の建設事業のうち自動車専用道路の新設及び改築に係る事業に関する方法書の提出時期について、道路整備特別措置法の改正内容と整合するよう改めます。
 - (2) 都市計画法第87条の2第2項を引用している条文について、項ずれを反映します。
- ※詳細は、新旧対照表をご覧ください。

3 公布・施行予定日

- (1) 公布予定日
平成24年3月23日
- (2) 施行予定日
平成24年4月1日（両法の施行日と同日とします。）

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正【新旧対照表】

※下線部分が改正箇所

旧規則			改正規則（平成 24 年 4 月施行）		
(都市計画に定められる対象事業等) 第 45 条第 1 項 読替え表（該当部分以外省略）			(都市計画に定められる対象事業等) 第 45 条第 1 項 読替え表（該当部分以外省略）		
第 32 条	作成し、速やかに、市長	作成し、都市計画法第 18 条第 2 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第 19 条第 2 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画対象事業に係る都市計画の案の神奈川県都市計画審議会又は横浜市都市計画審議会への付議後市長及び評価書に係る都市計画が同法第 18 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 87 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 19 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣	第 32 条	作成し、速やかに、市長	作成し、都市計画法第 18 条第 2 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第 19 条第 2 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画対象事業に係る都市計画の案の神奈川県都市計画審議会又は横浜市都市計画審議会への付議後市長及び評価書に係る都市計画が同法第 18 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 87 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 19 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣
(事業者が行う環境影響評価との調整) 第 48 条（第 1 項から第 4 項まで省略） 5 前項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに当該都市計画が都市計画法第 18 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 87 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 19 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣に当該評価書を送付するものとする。			(事業者が行う環境影響評価との調整) 第 48 条（第 1 項から第 4 項まで省略） 5 前項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに当該都市計画が都市計画法第 18 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 87 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 19 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣に当該評価書を送付するものとする。		
別表第 2（第 17 条）方法書の提出時期			別表第 2（第 17 条）方法書の提出時期		
対象事業の種類		方法書の提出時期	対象事業の種類		方法書の提出時期
1 道路の建設	(2) 自動車専用道路の新設の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業にあっては同法第 3 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく許可の申請 (2) 省略	1 道路の建設	(2) 自動車専用道路の新設の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業にあっては同法第 3 条第 1 項若しくは第 10 条第 1 項の規定に基づく許可の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく届出 (2) 省略
	(3) 自動車専用道路の改築の事業			(3) 自動車専用道路の改築の事業	